

税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組の見直しについて

令和3年6月
国税庁調査課

国税庁においては、これまで、国税局調査部の特別国税調査官所掌法人を対象に、税務に関するコーポレートガバナンス（税務CG）の充実にに向けた取組を促進してまいりました。

この度、同取組について、リスク・ベース・アプローチ（RBA）の考え方に基づき、次表のとおり見直しを行いました。

リスク・ベース・アプローチ（RBA）

個々の法人の税務に関するコーポレートガバナンスの状況、事業内容、申告・決算内容、把握された非違の内容や改善状況など各種要素の分析に基づき税務リスクを判定し、そのリスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践すること

項目	これまでの取組	見直し内容
調査時期の延長等	税務CGの評価結果が「良好」である場合に、一定の条件の下で次回調査につき、調査時期を1年以上延長又は調査期間を短縮する。	<p>【発展的に解消】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査時期は、税務CGの状況の他、最新の申告内容等を含む各種要素に基づき判定した税務リスクに応じて決定する（RBA）としていることに併せて、<u>調査時期の延長等の措置は発展的に解消する。</u> ◆ RBAの下では、税務リスクに応じて調査時期や調査体制等を決定することから、税務リスクの判定要素の一つである税務CGの状況が「良好」であることは、<u>税務リスクを低減させ、RBAの下、調査時期の延長等の可能性を高めることとなる。</u>
自主開示	調査時期を延長した結果、次回調査の事務負担が法人及び国税当局双方にとって過重とならないよう、調査省略事業年度において、法人が一定の取引を自主的に開示し、国税当局がその開示内容に係る処理の適否を判断する。	<p>【要請の廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 調査時期の延長等の発展的解消に併せて、<u>国税当局から、税務CGの取組として自主開示を要請することは廃止する。</u>
評価結果の伝達	税務CGの評価結果については、伝達していない。 なお、調査時期の延長等が伝達された法人については、評価結果が「良好」であることを認識できる。	<p>【伝達内容を充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>トップマネジメントとの面談時に評価結果を「良好」、「おおむね良好」、「改善が必要」の3区分により口頭で伝達する。</u> ◆ <u>面談前に、当局の担当者から、企業の担当者に対して評価結果とその評価結果に至った根拠について説明を行うとともに、企業・当局の担当者間で意見交換を実施する。</u>
公表内容	延長等対象法人数等を公表する。	<p>【公表内容を充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>延長等対象法人数に代えて、税務CGの評価結果が「良好」である良好法人数を公表する。</u> ◆ <u>各事務年度における、各評価区分（「良好」、「おおむね良好」、「改善が必要」）の法人数及び全体に占める割合を公表する。</u> ◆ <u>法人が、伝達された評価結果を基に、自社の立ち位置を把握し、改善につなげる。</u>

再発防止に向けた新たな取組

国税庁では、税務CGの充実にに向けた取組をより一層促進させるため、税務調査において把握された誤りについて、再発防止策の策定及び運用をお願いする新たな取組を実施いたします。

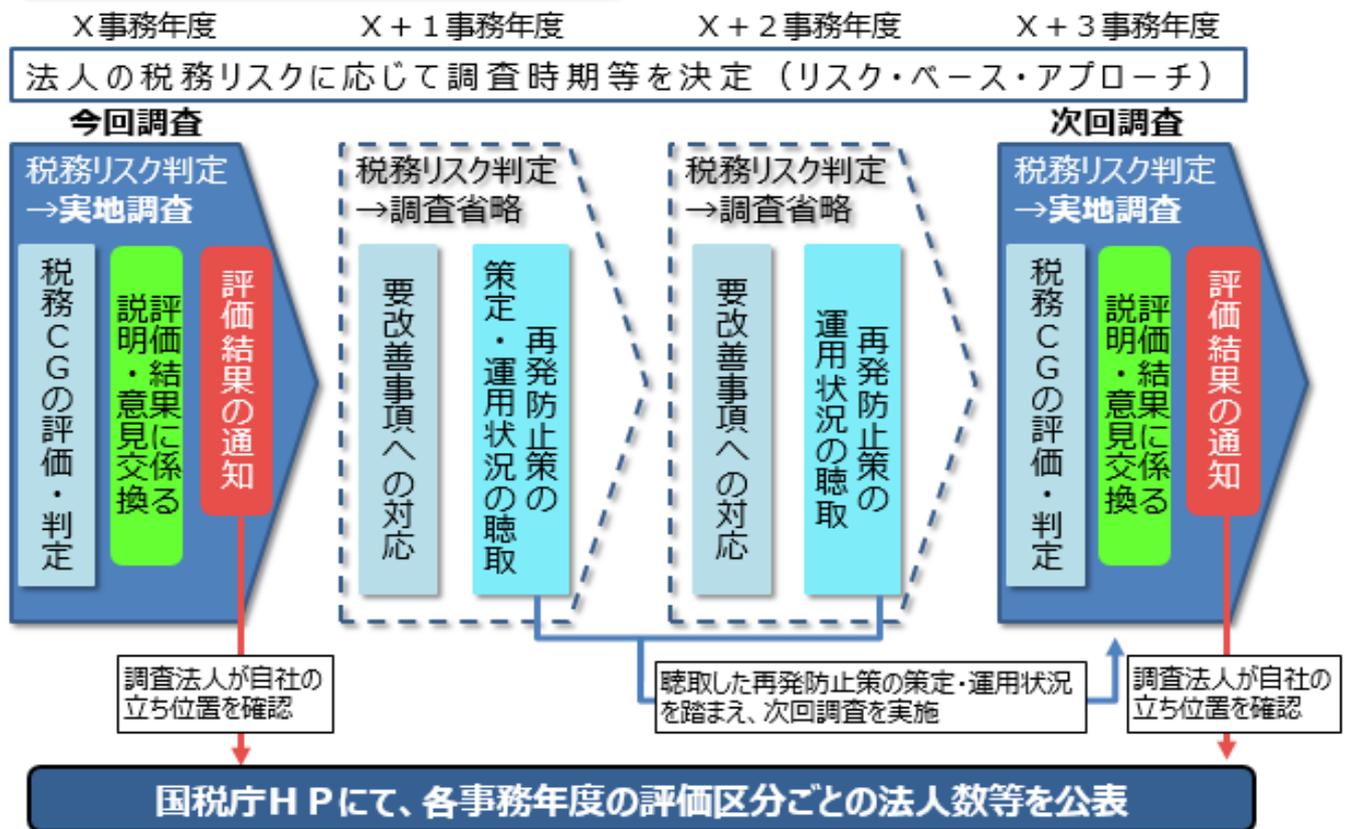
この取組により、再発防止の徹底が図られ、企業の内部体制が強化されることが期待されるとともに、国税当局が前回の税務調査での再発防止状況等を次回調査前に把握することで、次回調査を効率的に実施することが可能になると考えております。

トップマネジメントとの面談の機会に、再発防止に向けた新たな取組への協力をお願いさせていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

【取組の概要】

- 調査で把握された誤りについて、国税当局から紹介する再発防止に関する効果的な事例等を参考に、再発防止策の策定及び運用をお願いします。
- 調査省略となる事業年度において、企業の再発防止策の策定及び運用状況についてお聞かせいただきます。
- お聞かせいただいた再発防止策の策定及び運用状況について、次回調査に引き継ぎ、次回調査は、その状況を踏まえた上で実施します。

取組見直し後のイメージ



※ 見直し後の取組については、令和3年7月以降の実地調査から実施されます。

税務CGの取組については、国税庁ホームページをご覧ください。

🔍 税務CG

検索